

令和2年4月30日

保護者の皆様へ

教育委員会生涯学習課

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時閉所に伴う児童クラブ使用料の取り扱いについて（通知）

令和2年4月16日から5月6日まで新型コロナウイルス感染症対策として、公設児童クラブの臨時閉所を行ったところです。臨時閉所期間中の使用料の取り扱いについて、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

1. 使用料について

臨時閉所した期間を日割で減額します。

※今後、臨時閉所を行う場合の児童クラブ使用料の取り扱いについても、同様となりますので、あらかじめご了承ください。

2. 減額使用料の算出方法

臨時閉所による減額使用料は次の計算式により市において算出します。

減額前使用料 × (月の開所予定日数 - 臨時閉所日数) ÷ 月の開所予定日数

※10円未満切り捨て

3. 使用料の納付

臨時閉所により使用料が減額される場合であっても、減額前使用料を一旦はお支払いいただくことになります。

4. 過納金の処理方法

使用料の減額により発生した過納金は、納期未到来の使用料（滞納がある場合は滞納使用料）に充当を予定していますが不都合がある場合は5月29日までに生涯学習課へご連絡ください。また、充当すべき使用料がない場合は還付することとします。

問い合わせ先 生涯学習課放課後子どもプラン係 電話 55-5311